**合併等により新たに設立された会社等による申請の案内**

　合併等により新たに設立された会社等で競争参加資格審査を申請される場合は、次により申請してください。

１．合併等により新たに設立された会社等の定義

（1）合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（合併新設会社）

（2）合併により、その一方が存続した場合における存続会社（合併存続会社）

（3）親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けた

ことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

（4）新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した

会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（承継譲受会社）

（5）既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の

当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（譲受業者）

２．申請手続

合併等により新たに設立された会社等で競争参加資格の申請をされる場合は、通常の申請書に添付する書類のほか、次の書類を添付してください。

①合併等に係る契約書の写し

②合併前の各会社等の総合評定値通知書等の写し

なお、既に令和7・8年度における競争参加資格の等級決定を受けている合併存続会社及び譲受業者の合併前の各会社等で、再度の申請を希望する場合については、再度の競争参加資格審査を申請することができます。また、従前の競争参加資格の等級決定を変更又は取り消す必要がある会社等については、「変更届」（別紙第8号様式）を提出してください。

３．資格の有効期間

　　当該参加資格を付与された日から令和9年3月31日まで

別紙第８号様式（第16関係）

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）

　　　　年　　　月　　　日

　　近畿財務局、大阪税関、神戸税関、大阪国税局

近　畿　財　務　局　長　　　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資格決定通知書の　　　　　　　年　　月　　日

交付年月日・番号　　　第　　　　　　　　　号

住　　　　所〒

商号又は名称

　　下記のとおり変更があったので届出をします。

記

１　変更内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変　更　事　項 | 変　　　　　更　　　　　前 | 変　　　　　更　　　　　後 |  |
|  |  |  |  |

２　変更事項に係る添付書類名：

記載要領

　１　登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量等）に○印を付すこと。

　２　本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。